

はじめに

新型インフルエンザ等は、発生した場合には、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

このため、国においては、新型インフルエンザ等発生時においても国民の生命や健康を守り、社会経済に及ぼす影響が最小となるよう各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性から、平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を公布、平成25年4月に施行するとともに、同年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定しました。

本市においては、特措法第8条の規定により、神奈川県の実行計画を踏まえ、平成26年3月に「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定したところです。

本計画では、新型インフルエンザ等発生時においても、市行動計画を適切に実行するため、発生時の業務対応等をあらかじめ定めることにより、市民の健康を保護し、市民生活の維持に必要な不可欠な業務を継続することを目的として、「川崎市業務継続計画（強毒性インフルエンザ対策編）」（平成21年10月策定、平成24年6月改訂版）を「川崎市業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）」（以下「業務継続計画」という。）に改め、所要の見直しを行いました。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症の蔓延により、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき緊急事態宣言を行い、川崎市においても、本業務継続計画を発動するなど対応を行いました。

今後につきましても、引き続き、実行性を高める取組を推進するとともに、新たな知見や国等の動向を踏まえた継続的な改善を行うなど、市の業務継続力の向上に努めてまいります。

※「新型インフルエンザ等」の定義（新型コロナウイルス感染症との関係）

⇒新型インフルエンザ等対策特別措置法附則において新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等」とみなしている。

●新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月）附則

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第一条の二 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。